

使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器として保管後、解体撤去する設備・機器等に係る使用前検査及び使用前確認について

令和 4 年 6 月 27 日
日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター

令和 3 年 9 月 17 日付け原規規発第 2109174 号をもって使用変更許可を得た日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター濃縮工学施設（使用施設）に係る「使用施設等の技術基準に関する規則」（以下「技術基準」という。）への適合、使用前検査時期を整理し、使用前検査及び使用前確認については以下のとおりとしたい。

(1) 「使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器」として保管後、解体撤去する設備・機器に係る使用前検査及び使用前確認

OP-2 カスケード設備のうち OP-2 遠心分離機及び OP-2UF₆ 処理設備は、他の使用施設等と共用するものがないため、これらの解体撤去が供用中の設備・機器に影響を与えることはない。

また、解体撤去は、技術基準に適合する項目はない（別紙 1 参照）。

したがって、許可を受けた工事（解体撤去方法）にて実施されていることを確認する使用前確認を申請し、その後、使用前検査を行う

解体撤去は、大別すると OP-2 カスケード設備の解体撤去工事と OP-2UF₆ 処理設備の解体撤去工事に区分けすることができるため、使用前検査及び使用前確認時期は、それぞれの設備の解体が終了した時期に実施したい（別紙 2 参照）。

(2) 解体撤去物の保管場所の変更

解体撤去物の保管は、許可を受けた工事がなく、技術基準に適合する項目はなく、供用中の設備・機器に影響を与えることはないため、保安規定及び品質マネジメント計画に従い保管管理を行うことから、核燃料物質の使用等に関する規則第二条の六（使用前確認を要しない場合）第五号に記載の使用施設等の保全上支障のない変更であり、使用前確認は必要ないと考ええる。

(3) 気体廃棄施設機器を、使用を終了し維持管理中の機器に変更

維持管理状態の措置（各種弁を閉、供給用電源のケーブルを取り外し）は、許可を受けた工事がなく、技術基準に適合する項目はなく、供用中の設備・機器に影響を与えることはないため、保安規定及び品質マネジメント計画により作業を行うことから、核燃料物質の使用等に関する規則第二条の六（使用前確認を要しない場合）第五号に記載の使用施設等の保全上支障のない変更であり、使用前確認は必要ないと考ええる。

以上

解体撤去に伴う「使用施設等の技術基準に関する規則」への適合

1) 核燃料物質の臨界防止

(核燃料物質の臨界防止)

第四条 使用施設等は、核燃料物質の臨界を防止するため、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。

- 一 核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下この条において「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置
- 二 単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置
- 三 臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていること。

●適合確認

本許可における臨界管理に係る核的制限値を設定している設備・機器は、製品シリンダ及び固体吸着剤収納ドラム缶であり、これらは貯蔵施設内で貯蔵している。

遠心機内から既に真空排気及び窒素ガスパージにより六ふっ化ウランを除去している。したがって、臨界防止は該当しない。

2) 使用施設等の地盤

(使用施設等の地盤)

第五条 使用施設等は、使用許可基準規則第八条第一項の地震力が作用した場合においても当該使用施設等を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

●適合確認

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。したがって、地盤は該当しない。

3) 地震による損傷の防止

(地震による損傷の防止)

第六条 使用施設等は、これに作用する地震力(使用許可基準規則第九条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

2 耐震重要施設(使用許可基準規則第八条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。)は、使用許可基準規則第九条第三項の地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

3 耐震重要施設は、使用許可基準規則第九条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

●適合確認

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。なお、解体撤去対象機器等は既に真空排気及び窒素ガスパージにより六ふっ化ウランを除去している。したがって、地震による損傷の防止は該当しない。

4) 津波による損傷の防止

(津波による損傷の防止)

第七条 使用施設等は、その供用中に当該使用施設等に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

●適合確認

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。なお、人形峠環境技術センター濃縮工学施設は山間地に設置している施設であり、津波による損傷の防止を考慮する必要はない。したがって、津波による損傷の防止は該当しない。

5) 外部からの衝撃による損傷の防止

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第八条 使用施設等は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

2 使用施設等は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)により使用施設等の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

●適合確認

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。なお、解体撤去では建屋を変更しない。したがって、外部からの衝撃による損傷の防止は該当しない。

6) 立入りの防止

(立入りの防止)

第九条 使用施設等は、人がみだりに管理区域内及び周辺監視区域内に立ち入らないような次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。

一 管理区域の境界には、壁、柵その他の区画物及び標識が設けられていること。

二 周辺監視区域の境界には、柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識が設けられていること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。

●適合確認

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。したがって、施設の立ち入りの防止は該当しない。

7) 使用施設等への人の不法な侵入等の防止

(使用施設等への人の不法な侵入等の防止)

第十条 使用施設等を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）は、使用施設等への人の不法な侵入、使用施設等に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。

2 工場等は、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。標識が設けられていること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。

●適合確認

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。したがって、施設への人の不法な侵入等の防止措置は該当しない。

8) 閉じ込めの機能

(閉じ込めの機能)

第十一条 使用施設等は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。

一 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

二 六ふっ化ウランを取り扱う設備であって、六ふっ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。

- 三 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（使用済燃料を除く。）を使用し、貯蔵し、又は廃棄する（保管廃棄する場合を除く。）セル、グローブボックスその他の気密設備（以下「セル等」という。）又は再処理研究設備（再処理の研究の用に供する設備であって、気密又は水密を要するものをいう。）をその内部に設置するセル等は、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。
- 四 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄するセル等は、当該物質がセル等の外に漏えいするおそれがない構造であること。
- 五 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。
- 六 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質を使用し、貯蔵し、又は廃棄する（保管廃棄する場合を除く。）室並びに核燃料物質による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。
- 七 セル等がその内部を負圧状態に保つ必要があるものであるときは、当該セル等は、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。
- 八 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄する設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、当該物質が当該施設内に漏えいした場合にも、これが施設外に漏えいするおそれがない構造であること。

●適合確認

解体撤去対象機器等は既に真空排気及び窒素ガスパージにより六フッ化ウランを除去している。高性能遠心分離機は、配管撤去後にフランジにより閉止措置を実施することから、六ふっ化ウランが著しく漏えいするおそれはない。したがって、閉じ込めの機能には該当しない。

少量（遠心機内ウラン量：18g-U程度／機）付着している放射性物質はUF₄、UO₂F₂などの固体状のウランであり、容易に遠心機外に漏えいすることはない。

9) 火災等による損傷の防止

（火災等による損傷の防止）

第十二条 使用施設等は、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。

- 一 火災又は爆発の影響を受けることにより使用施設等の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備（警報設備にあつては、自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。）が設けられていること。
- 二 前号の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

- 三 火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものであること。
- 四 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものであること。
- 五 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するセル等及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものであること。二 周辺監視区域の境界には、柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識が設けられていること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。

●**適合確認**

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。また、水素その他の可燃性ガスの取り扱いもなく、火災及び爆発の影響を受けることはない。したがって、火災等による損傷の防止は該当しない。

10) 溢水による損傷の防止

（溢水による損傷の防止）

第十三条 使用施設等は、その施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

●**適合確認**

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。したがって、溢水による損傷の防止は該当しない。

11) 化学薬品の漏えいによる損傷の防止

（化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

第十四条 使用施設等は、その施設内における化学薬品の漏えいによりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

●**適合確認**

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。したがって、化学薬品の漏えいによる損傷の防止は該当しない。

12) 安全避難通路等

（安全避難通路等）

第十五条 使用施設等には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

- 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

- 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明
- 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源

●適合確認

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。したがって、安全避難通路等は該当しない。

13) 使用施設等の機能

(使用施設等の機能)

第十六条 使用施設等は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。

- 2 使用施設等は、当該使用施設等の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。
- 3 使用施設等に属する設備であって、機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、使用施設等の安全機能を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。
- 4 使用施設等は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用施設等の安全性を損なわないように設置されたものでなければならない。

●適合確認

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。したがって、安全機能は該当しない。

14) 材料及び構造

(材料及び構造)

第十七条 使用施設等に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。
- 二 容器等の主要な溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。)は、次に掲げるところによるものであること。
 - イ 不連続で特異な形状でないものであること。
 - ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。
 - ハ 適切な強度を有するものであること。
 - ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備

並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認した
ものにより溶接したものであること。

- 2 使用施設等に属する容器及び管のうち、使用施設等の安全性を確保する
上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに
耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。

●適合確認

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。したがって、
材料及び構造は該当しない。

15) 貯蔵施設

(貯蔵施設)

第十八条 貯蔵施設は、次に掲げるところにより設置されたものでなければ
ならない。

- 一 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠
又は立入制限の措置が講じられたものであること。
- 二 標識が設けられていること。
- 三 核燃料物質の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱(第二十二條
第八号において「崩壊熱等」という。)により過熱するおそれがあるも
のは、必要に応じて冷却のための必要な措置が講じられたものであるこ
と。

●適合確認

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。したがって、
貯蔵施設は該当しない。

16) 汚染を検査するための設備

(汚染を検査するための設備)

第十九条 使用施設等には、密封されていない核燃料物質を使用する場合に
あつては、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所か
ら退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備が備
えられていなければならない。

●適合確認

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。したがって、
汚染を検査するための設備は該当しない。

17) 放射線管理設備

(放射線管理設備)

第二十条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理設備が備えら
れていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測するこ
とが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることがで
きる。

- 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放

放射性物質の濃度

- 二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度
- 三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

●適合確認

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。したがって、放射線管理設備は該当しない。

18) 安全回路

(安全回路)

第二十一条 使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。

●適合確認

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。したがって、安全回路は該当しない。

19) 廃棄施設

(廃棄施設)

第二十二条 廃棄施設は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- 一 管理区域内の人が常時立ち入る場所の空气中、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように使用施設等において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。
- 二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設けられていること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。
- 三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
- 四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
- 五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において

液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

六 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、外部と区画されたものであること。

七 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置が講じられたものであること。

八 放射性廃棄物を保管廃棄する施設であって、放射性廃棄物の崩壊熱等により過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられたものであること。

九 標識が設けられていること。

●**適合確認**

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。したがって、廃棄施設は該当しない。

20) 核燃料物質等による汚染の防止

(核燃料物質等による汚染の防止)

第二十三条 使用施設等のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものでなければならない。

●**適合確認**

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。また、建屋内部の壁、床の工事は行わない。したがって、汚染の防止は該当しない。

21) 遮蔽

(遮蔽)

第二十四条 使用施設等は、放射線障害を防止するため、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。

一 通常時において使用施設等からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度以下となるように設置されたものであること。

二 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられているものであること。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものであること。

●**適合確認**

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。なお、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備は設置していない。したがって、遮蔽は該当しない。

22) 非常用電源設備

(非常用電源設備)

第二十五条 使用施設等には、次に掲げる非常用電源設備が設けられていなければならない。

- 一 外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、使用施設等の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備
- 二 使用施設等の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備

●適合確認

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。したがって、非常用電源設備は該当しない。

23) 警報装置等

(警報装置等)

第二十六条 使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、第二十二條第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。

- 2 工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。
- 3 工場等には、設計評価事故が発生した場合において使用施設等の外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線が設けられていなければならない。
- 4 前項の専用通信回線は、必要に応じて多様性を有するものでなければならない。

●適合確認

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。したがって、警報装置等は該当しない。

24) 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止

(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)

第二十七条 使用施設等は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。

●適合確認

本許可に関する使用変更許可申請において変更していない。したがって、多量の放射性物質等を放出する事故は該当しない。

以上

濃縮工学施設の解体撤去、使用前確認申請並びに使用前検査及び使用前確認の実施時期(予定)

作業項目	2021年 (R3年度)	2022年 (R4年度)	2023年 (R5年度)	2024年 (R6年度)	2025年 (R7年度)	2026年 (R8年度)	2027年 (R9年度)	2028年 (R10年度)	2029年 (R11年度)	備考	
OP-2カスケード設備	<ul style="list-style-type: none"> 【OP-2カスケード室】 ・汚染していない盤等の撤去 ・汚染している高性能遠心機の配管をすべて解体撤去 ・開口部の閉止措置 ・遠心機セット移動 	 工事	 (使用前確認申請)	 (使用前検査及び使用前確認)							
	<ul style="list-style-type: none"> 【OP-2カスケード室】 ・汚染していない盤等の撤去 ・汚染しているOP-2遠心機の配管をすべて解体撤去 ・OP-2遠心機の開口部の閉止措置 			 工事	 (使用前確認申請)	 (使用前検査及び使用前確認)					
OP-2UF6処理設備	<ul style="list-style-type: none"> 【OP-2UF6操作室】 ・汚染していない盤等の撤去 ・汚染している機器及び配管をすべて解体撤去 ・開口部の閉止措置 					 工事			 (使用前確認申請)	 (使用前検査及び使用前確認)	